

○鯖江広域衛生施設組合議会事務局設置条例

（昭和58年4月5日）
（条例第2号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、鯖江広域衛生施設組合議会に事務局を置く。

（職員）

第2条 事務局の職員は、鯖江市議会事務局職員をもって充てる。

（委任）

第3条 この条例施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。